

木造住宅耐震改修工事助成事業の流れ

① 申込み準備と補助金の内容

【対象者及び対象住宅に該当するか確認して下さい。】

対象者 ・市内に耐震改修工事の対象となる住宅を所有している方で、市税等を滞納していない方。

対象工事 対象となる工事は、次のいずれかに該当する昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された一戸建て住宅の耐震改修（補強）工事です。

- ① 耐震診断を実施し、判定値が 1.0 未満と診断された住宅について、判定値を 1.0 以上とする耐震改修（補強）工事。
- ② 耐震診断を実施し、重大な地盤・基礎の指摘事項について改善する工事で判定値が工事後において 1.0 以上になる耐震改修（補強）工事。

※ 交付決定後に工事の契約をしていただく必要があります。

※ 併用住宅も可（住宅部分が半分以上あることが条件となります。）

※ 耐震診断を実施していない住宅は木造住宅耐震診断支援事業を利用できます。

※ いわて木造住宅耐震改修事業者の利用をお勧めします。（岩手県のホームページに掲載されております。）

【補助金の額】

耐震改修（補強）工事費（設計・監理費含む）の5分の4以内の額で最大 115 万円（多雪区域の場合は最大 140 万円）を限度とします。

※ 耐震改修（補強）以外の工事は対象外となります。

② 申込み

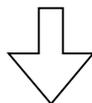
【提出していただくもの】

- ① 申請書（木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付申請書）
（押印が必要となりますので印鑑を持参下さい。）
- ② 木造住宅耐震診断結果報告書の写し
- ③ 耐震改修工事計画書（案内図、平面図、改修計画図、改修後の耐震診断総合判定、多雪区域の場合は多雪区域の判定）
- ④ 耐震改修工事費見積書（耐震工事とその他の部分を別にしたもの）
- ⑤ 納税証明書（市税）
- ⑥ その他必要書類

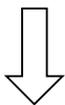
③

交付決定通知

申請書を受理し、審査合格の後、申込者に補助金交付決定通知書を市より通知します。



補助金交付決定通知が届いたら、着手届を提出し工事に着手して下さい。（交付決定後に工事の契約をしていただく必要があります。）

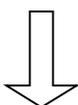


④

工事

【工事の実施】

- ・ 内容の変更・中止・廃止等がある場合には、承認申請書の提出が必要です。
- ・ 場合によっては、中間検査を実施しますので住宅内の工事に立ち入ることがあります。



⑤

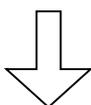
工事完了

【提出していただくもの】

- ① 完了実績報告書
（木造住宅耐震改修工事助成事業完了実績報告書）
- ② 工事請負契約書の写し（原本証明のあるもの）
- ③ 工事費請求書又は、領収書の写し
- ④ 工事写真（耐震改修（補強）の内容が確認できるもの）
- ⑤ その他必要書類



現地検査にて工事完成確認を実施する。



⑥

補助金交付

【提出していただくもの】

- ① 補助金支払請求書
（木造住宅耐震改修工事助成事業補助金支払請求書）
- 上記完成検査後、補助金を指定口座に交付いたします。



⑦ 終了

申込み先、お問い合わせ先
久慈市 建設部 建設企画課
直通電話 52-2120